

NISA口座開設 ジュニアNISA口座開設 キャンペーン

実施期間 2016年1月4日(月)～2016年3月31日(木)

NISA口座開設または ジュニアNISA口座開設で



**現金1,000円
プレゼント**



**住民票取得代行
サービスのご利用**



ジュニアNISAとは?

父母や祖父母さまなどが、大切なお子さま・お孫さまの将来に向けた投資を行い、**非課税**でお金を育てる制度です。

- POINT ① 日本在住の0～19歳までの未成年者が利用可能
- POINT ② 対象は、上場株式※、株式投資信託等譲渡所得、配当所得が最長5年間非課税 ※裏面のご留意点をご確認ください。
- POINT ③ 2016年から2023年まで年間投資上限額は毎年80万円(5年間で最大400万円)
- POINT ④ 父母や祖父母さまなどのうち、どなたか一人が代理で運用(当行では祖父母さまでのお取扱いはいたしません)
- POINT ⑤ 18歳までは、払出しに制限

詳しい内容は裏面をご参照ください →

NISA口座またはジュニアNISA口座を開設されたお客さまはAコースまたはBコースのいずれかをお選びください。 (他金融機関で開設済のNISA口座を筑波銀行に移す場合も対象となります。)

A コース 現金 1,000 円プレゼント

- ・平成28年1月4日(月)～平成28年3月31日(木)の間にNISA口座またはジュニアNISA口座をお申込みいただき、平成28年6月30日(木)までに口座開設手続きが完了されたお客さまが対象となります。
- ・現金プレゼントは、原則、口座開設手続きが完了した月の翌月末までに投信信託指定預金口座に入金いたします。

B コース 住民票取得代行サービス

- ・平成28年1月4日(月)～平成28年3月31日(木)の間にNISA口座またはジュニアNISA口座をお申込みいただき、当行所定の委任状を提出されたお客さまが対象となります。
- ・当サービスをご利用いただいたお客さまは、委任を取りやめた場合や住民票を取得できなかった場合でもAコースの対象外となりますので、ご注意ください。
- ・住民票の取得は、筑波銀行が業務を委託した株式会社ジンテックが行います。
- ・住民票取得代行サービスで取得する住民票は、委任者ご本人さまの住民票です。
- ・住民票の取得代行には、最大2ヶ月程度かかる場合があります。
- ・委任状の記入事項に不備があった場合、お客さまご自身で住民票を取得していただくことがあります。
- ・取得した住民票は、お客さまへ返却いたしません。また、当行でNISA口座またはジュニアNISA口座を開設されなかった場合も、住民票は返却いたしません。(当行で破棄させていただきます。)
- ・平成25年1月1日以降に異なる市町村間で転居されている場合には、住民票にかえて住民票の除票を取得します。この場合、当行所定の委任状に加えて、本人確認書類の写しをご提出していただく必要があります。

※今後予告なくプラン内容を変更、またはお取扱いを終了させていただく場合がありますので、予めご承知おきください。

投資信託をご購入(取得申込)される際の留意点について

●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。●当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。●お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.24%(税込))がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大2.16%(税込))がかかります。また、一部の投資信託は換金時に信託財産留保額(当該投資信託の換金時に適用される基準価額に対し最大0.5%)が基準価額から差し引かれます。その他の費用として、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等の費用がかかります。また、手数料等の合計金額については、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」を交付いたしますので、内容を十分お読みの上、ご自身で判断ください。契約締結前交付書面は、当行本支店の窓口にご用意しております。

NISAに関するご注意事項

●筑波銀行でのNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●NISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●NISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●2015年1月以降は、一定の手続きのもとで、金融機関の変更が可能となりましたが、金融機関の変更をおこない、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定(以下、「非課税投資枠」といいます。)*で、すでに公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。※非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内において設けられる勘定のことです。●万一重複して申し込まれた場合には、最も希望する金融機関ではない金融機関にNISA口座が開設されることがあり、その場合でも金融機関を変更できません。また口座開設が大幅に遅れる可能性もあります。●NISA口座は、原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。●NISA口座の開設には「住民票の写し」等の書類が必須です。また住所等変更時には変更届を提出する必要があります。●1年間の非課税投資額の上限枠は120万円であり、一度使用すると、たとえ解約しても再利用することができません。●NISA口座の非課税期間(最長5年間)が満了した場合、保有する投資信託を次の非課税期間に移す、または課税口座に移すことができますが、その投資信託の取得価額は移す日の時価になります。●分配金受取型の投資信託で、分配金が元本払戻金(特別分配金)になる場合、非課税のメリットはありません。

ジュニアNISAに関するご注意事項

●筑波銀行でのジュニアNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●ジュニアNISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●ジュニアNISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●ジュニアNISA口座開設後は金融機関の変更はできません。●日本にお住まいの0歳以上19歳以下(口座開設年の1月1日において20歳未満および口座開設年に出生した方)の未成年の方が口座を開設できます。●口座開設者が18歳になるまで(3月31日時点で18歳である年の1月1日以降)は、災害等やむを得ない場合を除き、非課税で払い出すことができます。払い出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。●ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の原則法定代理人(親権者等)に限定されます。

**ジュニアNISA口座の資金は口座開設者本人(未成年)に帰属します。
それ以外の資金による投資には課税上の問題が生じる可能性があります。**

詳しくは、店頭窓口までお気軽にお問い合わせください。